

を図るために、国際民間航空機関（ICAO）が推進している安全監視プログラムに積極的に参画し、専門的知見を有する者を安全監視活動に参加させる。

7 航空機の運航安全システムの充実

航空機の運航回数の増加に対応して一層の安全を図るため、機能強化型対地接近警報装置等の装備の義務化について検討する。

8 危険物輸送の安全基準の整備

危険物の輸送量の増加及び輸送物質の多様化に対応すべく、ICAO 及び国際原子力機関（IAEA）における危険物輸送に関する安全基準の整備強化についての検討に積極的に参画し、所要の基準の整備を図る。

また、航空運送事業者等については、危険物輸送に関する安全基準の厳守及び危険物輸送従事者に対する社内教育訓練の徹底を指導する。

9 航空事故原因究明体制の強化等

航空事故及び重大インシデント（結果的には事故に至らないものの、事故が発生するおそれがあると認められる事態）の原因究明の調査を迅速かつ適確に行い、航空事故の防止に寄与するため、調査要員の研修の充実を図るとともに、各種調査用機器の整備の推進に努める。

また、重大インシデント以外の安全運航に影響を及ぼすおそれがあった事態に関しても情報を収集・分析し、安全施策への反映に努める。

10 航空交通に関する気象情報等の充実

(1) 気象情報等の充実

航空交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、飛行場予報・警報、空域を対象とする気象情報、航空路火山灰情報等の航空気象情報の適時・

適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努めるとともに、情報の提供体制の充実を図る。

防衛庁は、自衛隊の使用する航空機等の運航等に係る各種気象情報の充実及びその適時・適切な提供に努めるとともに、その能力の維持・向上を図るため、必要な観測器材等の整備、換装等を進め、航空交通の安全に努める。

(2) 運航情報等の充実

運航情報（飛行場及び航空保安施設の運用状況、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがある事項等航空機乗組員に対して提供する航空機の運航のための必要な情報）、空港情報（使用滑走路、進入方式、気象情報等）、飛行中の航空機から報告があった情報等を体系的に整理・蓄積したデータベース等を利用して、運航者及び関係機関に対して航空機の運航に必要な情報を提供する。

11 スカイレジャーに係る安全対策の推進

超軽量動力機、パラグライダー、スカイダイビング、滑空機、熱気球等のスカイレジャーの愛好者が今後も更に増加することが予想されるため、(財)日本航空協会、関係スポーツ団体等の関係団体を通じた安全教育の充実、航空安全に係る情報公開、「スカイレジャー・ジャパン」等のイベントの機会等を活用して、スカイレジャーに係る安全対策の充実・強化を図る。

第3節 航空機の安全性の確保

1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備

航空機の安全性の向上を図るため、航空機の運航により蓄積された経験、新しい技術の開発動向等を踏まえ、必要な技術基準の整備を進める。このため、国際民間航空機関（ICAO）等における国際的な基準策定作業に積極的に参画して我が国の立場からの意見を国際標準に反映させるとともに、諸外国における技術開発状況の把握に努め

る。

2 航空機の安全性に係る情報の収集、処理体制の充実等

航空機の安全性に関する情報収集の強化、迅速化を図るとともに、国際会議の開催等を通じて外国の耐空性管理当局とも情報交換を緊密に行う。

3 航空機の検査体制の充実

航空機検査官の質的向上を図るため、研修を実施するとともに、必要に応じ研修内容の見直しを行う。

4 航空機の整備審査体制の充実

航空運送事業者の行う航空機整備に対する整備審査を充実するため、整備審査官に対する研修の充実によりその質的向上を図るとともに、整備委託等多様化する航空運送事業者の運営形態に対応するため、立入検査等に係る手順の見直し等を行う。

5 航空機の経年化対策の強化

経年航空機について、外国当局・航空機製造者・運航者等の不具合事例やその対策に関する情報を収集し、必要な措置を講じる。

第4節 救助・救急体制の整備

1 搜索・救難体制の整備

航空機の遭難、行方不明等に際して、迅速かつ的確な搜索・救難活動を行うため、東京空港事務所に設置されている救難調整本部と搜索・救難に係る関係機関との合同訓練の実施により、搜索・救難体制の一層の充実を図る。

防衛庁は、救助救難体制を充実強化するため、

救難搜索機（U-125A）2機を取得するとともに、救難ヘリコプター（UH-60J）2機を取得し、1機の整備に着手する。また、救難飛行艇（US-1A）1機の整備に着手する。

2 消防体制及び救急医療体制の整備

空港の所在する市町村における消防・救急体制については、関係消防機関による消防施設の整備を始め、所要の措置を講ずるよう指導する。

空港における消防体制については、空港消防力の充実強化を図るため、新千歳、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山及び宮崎空港の化学消防車を大型のものに更新するとともに、新千歳空港については、空港用給水車の性能向上を図って更新配備する。

また、緊急時における指揮・指令等の体制強化を図るため、稚内、北九州空港に「保安防災用通信指令卓」を計画的に整備するとともに、これらの空港に保安防災専門職員を配置する。

さらに、「空港防災教育訓練センター」においては、空港消防職員に対する専門的かつ総合的な訓練を実施するとともに、消火戦術等の研究等を推進する。

空港における救急医療体制については、年次計画に従い仙台、広島空港の救急医療資器材搬送車を更新するなど救急医療に必要な医療資器材の配備等を進めるとともに、救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるよう関係医療機関との連携の強化を推進する。

また、早期に応急手当を実施するため、空港職員の応急手当講習の受講を推進する。

3 非常脱出確保と非常脱出時の方法の点検

旅客機からの非常脱出の安全性を向上するために取りまとめられた改善方策に基づき、航空運送事業者を指導する。